

転学部(科)届

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり転学部(科)しましたので、引続き奨学金給付の継続をお願いします。
なお、誓約書及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

Table with 2 columns: Field (届出年月日, 生年月日, フリガナ, 氏名(自署)) and Value (西暦 20 年 月 日, etc.)

■転学部(転学科)の届出

奨学生番号: 0

貸与奨学金の異動は、別途、願出の作成が必要です。

学校名

Table with 10 columns: 旧/新, 学部名(学科名), 学部コード(※学校記入), 昼夜(該当を○で囲む), 学籍番号, 標準修業年限, 卒業予定期, 転学部(科)年月日, 学年, 学校区分

「給付奨学金月額変更願(届)」を同時に提出する・提出しない(注5参照) ※2018年度以降採用者のみ選択
 提出しない
 提出する => 「給付奨学金月額変更願(届)」を「転学部(科)届」にホチキス留めして提出

- (注) 1. 太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し、学校に提出してください。
2. 給付奨学金において、転学部(科)後の給付期間は、転学部(科)後に在籍する学部・学科の標準修業年限から転学部(科)前に支給を受けた期間を除いた期間となります。
3. 他校への編入学・転学により学部(科)が変更となる場合は、本様式の提出は必要ありません。別途「編入学奨学金継続願」・「転学奨学金継続願」を提出してください。
4. 当年度内満期予定者が、「転学部(科)届」承認に伴って給付終期が翌年度以降となる場合は、本様式とあわせて「給付奨学金継続願(紙提出用)」の提出が必要となります。
5. 「社会的養護を必要とする人」として採用された人を除き、2018年度以降採用者が通学形態の変更となる場合は、「給付奨学金月額変更願(届)」を「転学部(科)届」にホチキス留めして提出してください。
6. 「社会的養護を必要とする人」として採用された人を除き、2017年度採用者が自宅外通学から自宅通学に変更となる場合は、給付奨学金は継続することができませんので「辞退」等の手続きを行ってください。

■本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在支給を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

右記に該当する場合のみ を記入
 親権者は一人である。
 親権者氏名を下記に改姓している。

親権者又は未成年後見人
住所(親権者・未成年後見人) 氏名(自署) 電話番号
住所(親権者) 氏名(自署) 電話番号

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、上記チェック欄(親権者は一人である)にチェックを入れてください。未成年後見人がある場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名 大阪大学

関係課長(※) 教育・学生支援部学生・キャリア支援課長 山口淳志

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

誓約書提出 誓約書機構提出済み
転学部後の通学形態 自宅外通学 自宅通学(注5,6参照)

電話番号(担当者名) 06 - 6850 - 5037

学校番号 10600501 区分 01

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。